

郡上市空家等対策協議会設置条例（平成29年3月27日条例第7号）

最終改正:令和5年10月2日条例第25号

改正内容:令和5年10月2日条例第25号 [令和5年10月2日]

○郡上市空家等対策協議会設置条例

平成29年3月27日条例第7号

改正

令和3年3月24日条例第3号

令和5年10月2日条例第25号

郡上市空家等対策協議会設置条例

（設置）

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。次条第1号において「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、郡上市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

（1）法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。

（2）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 協議会は、市長及び委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（1）地域住民

（2）市議会の議員

（3）学識経験者

（4）関係行政機関の職員

（5）前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、建設部都市住宅課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年郡上市条例第47号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和3年3月24日条例第3号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月2日条例第25号）

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日から施行する。